第一項の表一八の項を次のように改める。

18	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

第一項の表五〇の項を次のように改める。

50	削除

第一項の表五七の項を次のように改める。

57	削除

第一項の表七八の項を次のように改める。

78	削除

第一項の表八二の項を次のように改める。

82	削除

第一項の表一六三の項を次のように改める。

163	削除

第一項の表一七二の項を次のように改める。

172	削除

第一項の表一七四の項を次のように改める。

174	削除

第一項の表一七六の項を次のように改める。

176	削除

第一項の表一七九の項を次のように改める。

179	削除

第一項の表一八一の項を次のように改める。

181	削除

第一項の表一八六の項及び一八七の項を次のように改める。

186	削除
187	削除

第一項の表二一八の項及び二一九の項を次のように改める。

218	削除
219	削除

第一項の表二四七の項及び二四八の項を次のように改める。

247	削除
248	削除

第一項の表二六〇の項及び二六一の項を次のように改める。

260	削除
261	削除

第一項の表二六四の項を次のように改める。

264	削除

第一項の表二七四の項を次のように改める。

274	削除

第一項の表二七六の項及び二七七の項を次のように改める。

276	削除
277	削除

第一項の表二七九の項を次のように改める。

279	削除

第一項の表二八五の項を次のように改める。

285	削除

第一項の表二八九の項を次のように改める。

289	削除

第一項の表二九三の項を次のように改める。

293	削除

二十九　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

18	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

第一項の表一七八の項を次のように改める。

178	削除

第二項の表三の項を次のように改める。

3	削除